

平成22年第3回美祢市議会定例会会議録(その4)

平成22年9月24日(金曜日)

1.出席議員

1番	馬屋原 眞 一	2番	岡 山 隆
3番	有 道 典 広	4番	高 木 法 生
5番	萬 代 泰 生	6番	三 好 睦 子
7番	山 中 佳 子	8番	岩 本 明 央
9番	下 井 克 己	10番	河 本 芳 久
11番	西 岡 晃	12番	荒 山 光 広
13番	柴 崎 修一郎	14番	田 邊 諄 祐
15番	山 本 昌 二	16番	佐々木 隆 義
17番	原 田 茂	18番	村 上 健 二
19番	河 村 淳	20番	大 中 宏
21番	南 口 彰 夫	22番	安 富 法 明
23番	徳 並 伍 朗	24番	竹 岡 昌 治
25番	布 施 文 子	26番	秋 山 哲 朗

2.欠席議員

な し

3.出席した事務局職員

事務局 長 重 村 暢 之 主 査 岩 崎 敏 行  
係 長 岡 崎 基 代

4.説明のため出席した者の職氏名

市 長	村 田 弘 司	副 市 長	林 繁 美
総 務 部 長	波佐間 敏	総合政策部長	田 辺 剛
市民福祉部長	山 田 悦 子	建設経済部長	伊 藤 康 文
総合観光部長	山 本 勉	美東総合支所長	藤 井 勝 巳
秋芳総合支所長	杉 本 伊佐雄	総務部次長	福 田 和 司
総務部長	倉 重 郁 二	総合政策部長	奥 田 源 良
財政課長	松 野 哲 治	企画政策課長	古 屋 勝 美
総合政策部長		市民福祉部長	
商工労働課長		市 次	

市民福祉部 地域福祉課長	田代裕司	総合観光部 観光総務課長	綿谷敦朗
教育長	永富康文	病院事業 管理者	内藤克輔
代表監査委員	三好輝廣	消防長	坂田文和
会計管理者	久保毅	上下水道事業 局長	中村弥壽男
教育委員会 事務局 監査委員 局長	金子彰	病院事業 局長	藤澤和昭
建設経済課 建設課長	西山宏史	建設経済 部長	斉藤寛
	矢田部繁範	市民福祉 部長	杉原功一

## 5. 付議事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 議案第 1 号 平成 21 年度美祢市水道事業会計決算の認定について
- 日程第 3 議案第 2 号 平成 21 年度美祢市病院等事業会計決算の認定について
- 日程第 4 議案第 3 号 平成 21 年度美祢市公共下水道事業会計決算の認定について
- 日程第 5 議案第 9 号 美祢市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 10 号 美祢市道の駅みとうの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 11 号 美祢市美東都市と農村交流の館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 5 号 平成 22 年度美祢市一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 9 議案第 6 号 平成 22 年度美祢市老人保健医療事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 10 議案第 7 号 平成 22 年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 11 議案第 12 号 山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について
- 日程第 12 議案第 13 号 美祢市過疎地域自立促進計画の策定について
- 日程第 13 議案第 14 号 市道路線の認定について
- 日程第 14 議案第 15 号 市道路線の変更について

- 日程第 1 5 請願受理番号第 1 号 市道編入請願書
- 日程第 1 6 議員派遣について
- 日程第 1 7 会期延長について
- 日程第 1 8 報告第 1 号 平成 2 1 年度美祢市一般会計継続費精算報告について
- 日程第 1 9 報告第 2 号 平成 2 1 年度の決算に係る健全化判断比率について
- 日程第 2 0 報告第 3 号 公営企業の平成 2 1 年度の決算に係る資金不足比率について
- 日程第 2 1 報告第 4 号 平成 2 1 年度美祢市観光事業特別会計経営健全化計画の実施状況の報告について
- 日程第 2 2 議案第 1 7 号 平成 2 1 年度美祢市一般会計決算の認定について
- 日程第 2 3 議案第 1 8 号 平成 2 1 年度美祢市国民健康保険事業特別会計決算の認定について
- 日程第 2 4 議案第 1 9 号 平成 2 1 年度美祢市観光事業特別会計決算の認定について
- 日程第 2 5 議案第 2 0 号 平成 2 1 年度美祢市環境衛生事業特別会計決算の認定について
- 日程第 2 6 議案第 2 1 号 平成 2 1 年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計決算の認定について
- 日程第 2 7 議案第 2 2 号 平成 2 1 年度美祢市老人保健医療事業特別会計決算の認定について
- 日程第 2 8 議案第 2 3 号 平成 2 1 年度美祢市農業集落排水事業特別会計決算の認定について
- 日程第 2 9 議案第 2 4 号 平成 2 1 年度美祢市介護保険事業特別会計決算の認定について
- 日程第 3 0 議案第 2 5 号 平成 2 1 年度美祢市簡易水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第 3 1 議案第 2 6 号 平成 2 1 年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について
- 日程第 3 2 議案第 2 7 号 美祢市手数料条例の一部改正について

日程第 3 3 決算審査特別委員会の設置について

日程第 3 4 議員提出決議案第 3 号 美祢社会復帰促進センターに関する要望決議について

6 . 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開議

議長（秋山哲朗君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

この際、村田市長より発言の申し出がありましたので発言を許可いたします。村田市長。

〔市長 村田弘司君 登壇〕

市長（村田弘司君） 議長のお許しをいただきましたので、JR美祢線に関する議会初日の冒頭報告後のJR美祢線復旧の取り組みについて御報告をさせていただきます。

JR美祢線の復旧につきましては、美祢、長門、山陽小野田の3市長と県の協議によりまして、今後連携してJR美祢線の早期復旧に取り組み、そのうち県が復旧工事への協力などのハード面、地元が利用促進等のソフト面を担うことを確認をしたということは既に御報告を申し上げてるところであります。

これを受けまして、県におかれては復旧工事に対する支援のため、総額で5億3,000万円のうち本年度2億8,000万円の補正予算案を県議会に提案されたところであります。

また、9月14日には県とJR西日本広島支社との間で、地元3市と調整を図りながら今後の復旧に向けて相互に協力をすることなどが確認をされたところでありまして、これにより美祢線の復旧に向けての方向性が示されたところではあります。が、まだまだ余談を許さない状況であるというふうに考えております。

一方、JR美祢線沿線の関係3市が担います利用促進の取り組みといたしましては、私美祢市長、それから長門の南野市長、それから山陽小野田市の白井市長の3人が発起人となりまして、美祢市民会館におきまして9月17日に設立総会を開催をいたしました。そして、JR美祢線利用促進協議会をその日に立ち上げたところあります。

この協議会は、この三つの市の市長、それから副市長、市議会の議長、商工団体の代表者、観光協会の代表者を委員といたしまして、これに山口県の地域振興部長、さらには地元企業の代表者、旅行業団体の代表者を加えました関係者19名で組織をいたしております。

また、この設立総会におきまして、美祢市長の私が会長に選出をされまして、さ

らに長門市長、それから山陽小野田の市長御両名が副会長に選出をされたところでございます。

なお、山口県の地域振興部長に幹事になっていただくということも了承されたところでございます。

この設立総会では、ＪＲ美祢線を通学通勤等の生活路線、広域観光路線及び貨物路線として利用促進を図ることといたしまして、本年度は運行再開に備え、効果的な事業実施に向けた準備に取り組むことを活動方針とするということが確認をされたところであります。

また、本年度の事業計画といたしまして、この総会の下に幹事会を設けました。下部組織であります幹事会に会長市の副市長であります林副市長を幹事長といたしまして、幹事会において利用促進策を調査研究すること、またＪＲ西日本と利用促進について建設的な協議を行うこと、また利用促進の啓発活動に取り組むことが確認をされたところであります。

なお、将来的には、ＪＲ西日本よりこの協議会のほうに御参加を願うということも私の今念頭には置いてるところでございます。申すまでもなく、ＪＲ美祢線は石炭石灰の貨物輸送を通じて本市の発展に大きく寄与いたしまして、通勤通学で市民の皆様幅広く利用されてきた本市にとってかけがえのない貴重な財産であるというふうに考えております。

しかしながら、今回の廃線の危機に直面をいたしました大きな要因は、ＪＲ美祢線の近年の利用の減少でありまして、現状のままでは例え美祢線が今回の被災より復旧されようとも、将来にわたって廃線の危機は逃れ得ないということも十分認識する必要があるというふうに考えております。

交流拠点としを標榜いたします本市にとりまして、かけがえのない財産でありますＪＲ美祢線を子々孫々まで存続をさせる、このためにＪＲ美祢線利用促進協議会を中心に関係者の御協力もいただきながら、危機感を持って、さらには今回の被災によりまして非常に大きな注目を美祢線が浴びております。この美祢線を地域振興に結びつけるべく、利用促進に取り組んでまいり所存であります。

市議会の皆様、市民の皆様の御理解・御協力をお願い申し上げまして、ＪＲ美祢線復旧に向けての取り組みの御報告とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（秋山哲朗君） これより会議に入ります。

この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

事務局長（重村暢之君） 御報告いたします。

本日、机上に配付してございますものは、議事日程表（第4号）、議員派遣一覧、以上2件でございます。

御報告を終わります。

議長（秋山哲朗君） 本日の議事日程はお手元に配付いたしております日程表のとおりでありますので、御協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、田邊諄祐議員、山本昌二議員を指名いたします。

日程第2、議案第1号から、日程第15、請願受理番号第1号までを会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

本件に関し、常任委員長の報告を求めます。教育民生委員長。

〔教育民生委員長 山本昌二君 登壇〕

教育民生委員長（山本昌二君） おはようございます。それでは教育民生委員会の審査の結果の報告をいたします。

只今より、教育民生委員会の委員長報告を申し上げます。

さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました議案4件につきまして、去る9月6日委員全員出席のもと、委員会を開催いたしました。その審査の経過と結果につきまして、審査の順に従い御報告を申し上げます。

まず、最初の議案第9号美祢市国民健康保険条例の一部改正について御報告を申し上げます。

執行部より、児童福祉法の規定により、児童福祉施設に入所している児童または小規模住宅型児童養育事業を行うもの、もしくは里親に委託されている児童であって、民法の規定による扶養義務者のないものにつきまして、児童福祉法の規定により医療費が公費負担されることから、国民健康保険の被保険者とししないものとする規定を設けるものですという説明が執行部からございました。

これに対し、委員からの質問といたしまして、これに該当する児童というのは現在美祢市内には何人ぐらいおられるのか、これに対して執行部から、現在のところ

国民健康保険の被保険者としないものに該当するものはおられませんという答弁がございました。

この議案につきましては、他に質疑・意見がなく、採決の結果、全員異議なく、全会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号平成22年度美祢市一般会計補正予算（第5号）について御報告いたします。

執行部より、歳出は民生費・児童福祉費・児童福祉総務費について説明があり、児童福祉総務経費につきましては、子ども手当支給事務費として70万8,000円を計上するものです。

さらに、母子福祉費であります。扶助費といたしまして児童扶養手当本体分、扶助費を588万5,000円を計上しております。法改正により、平成22年8月から父子家庭にも支給されることとなった30世帯分と、母子家庭増加分10世帯分を計上させていただいたと説明がありました。

さらに、衛生関係では、衛生費・保健衛生費・環境衛生費で3万6,000円を計上。これは、エネルギーの使用の合理化に関する法律が改正されて、市役所にエネルギー管理企画推進者を設置することになり、その担当職員の講座のための受講料と説明が執行部からございました。

これに対し、委員から質問があり、このたびの法改正でことし8月から父子家庭にも児童扶養手当が出ることで、非常によいことです。しかしながら、今年の11月30日までに申請手続きをしなければ8月から11月までの4カ月分が受給できないとなっておりますが、該当する父子家庭の皆さんへの通達はどうされるのかとの質問に対しまして、執行部の説明では、11月末までに申請すれば8月にさかのぼってということで対応できるので、市報または皆さんに紹介する資料等で精いっぱい周知努力させていただきますとの回答がございました。

また、再質問で、現在の経済情勢が厳しい中、父子家庭の父親がリストラになった場合、再就職できるような自立支援策を相談できる体制並びに現況届けについては母子家庭と同様な届けでよいのかの質問に対し、執行部から、現在地域福祉課内ではワンステップサービスということで、社会福祉協議会なりまたハローワーク等と連携いたしまして、父子家庭でリストラに遭われた父親の方と対応したいと考えております。また、父子家庭の皆さんからの現況届けについては、今日までの母子



家庭の現況届けの事務と全く変わりはないとの返答がありました。

この議案につきまして、他に質疑・意見がなく、採決の結果、全員異議なく、全会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号平成22年度美祢市老人保健医療事業特別会計補正予算（第1号）について御報告申し上げます。

執行部より、このたびの補正は前年度事業の精算の結果行うもので、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ154万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ665万3,000円とするものです。

歳出について、諸支出金・償還金及び還付加算金・償還金利子及び割引料において154万円の増額補正を行って、前年度事業の精算の結果、超過交付となった部分を国などに返還するものだという説明がありました。

返還金154万円の内訳につきましては、国庫補助金56万円、支払基金交付金98万円、一般会計繰出金を3,000円計上しています。

歳入は、支払基金交付金・審査支払手数料交付金3,000円、繰越金154万円をそれぞれ増額補正したとの説明がありました。

これに対して、委員から質問として、美祢市老人保健医療事業制度は後期高齢者医療制度が2008年4月に移行されました。前制度は一応なくなるわけですが、この老人保健医療事業特別会計はいつまで行われるのかとの質問に対して、執行部から、平成22年度で終了するものと認識しているとの答弁がありました。

その他、質疑・意見なく、採決の結果、全員異議なく、全会一致にて原案どおり可決されました。

次に、議案第7号平成22年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について御報告いたします。

執行部より、前年度事業の精算の結果補正を行うもので、2,812万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ28億4,425万3,000円とするものであります。

歳出では、諸支出金の償還金利子及び割引料において2,812万8,000円を計上し、前年度事業の精算の結果、保険給付及び地域支援事業費の実績に対し、超過交付となった部分を返還するもので、歳入については繰越金で前年度の歳入超過分2,812万8,000円を同会計に繰り越すものと説明がありました。

この議案につきましては、二、三事務的な質問がありましたが、採決の結果、全員異議なく、全会一致にて原案のとおり可決されました。

最後に、その他について委員の方からの発言がありました。申し上げます。

委員からの質問として、高齢者の不在不明の一件で一般質問が行われましたが、美祢市には該当者はいなかったと伺っております。そこで、家族の方が市役所の窓口に行かれて死亡届等を出して手続きをいたします。しかし、亡くなられて13、あるいは14年程度たっても水道料金の請求書が届いています。

だから、窓口で一括して必要な書類をどのように渡されているのかとの問い合わせに対して、執行部からは、現在窓口のほうで死亡届が出ましたときに、簡単なパンフレットをつくりまして、そしてどういう手順をしていただくかを説明していますという執行部の説明がありました。委員が話された水道課などへの対応がすべて網羅されているわけではありません。今後は、いろいろと情報を集めまして詳しい資料をつくって説明できるようにしていきたいとの返答がありました。

次に、委員からの質問として、美祢市民会館で近々工事が始まる件について、その内容についてお聞かせいただきたいとの問い合わせについて、執行部からは、市民会館の工事について、現在市民会館の大ホールの懸垂幕、緞帳の幕の機械の不良にて、これらの改修をすることです。既に業者は決まっており、1,300万円くらいの工事費と記憶しております。ステージの工事は12月に入って行き、来年の1月中旬までに工事が終了する予定ですとの説明に対して、委員から、市民会館は建設後かなりたっております。ある程度大規模な改修も行われたと思っています。

そこで、大ホールの椅子ですが、昔のままで非常に狭いと言われております。お客さんに長い時間座っていただくと非常に苦痛があり、ゆったりとした椅子の設置について、椅子の改修についての予定のお考えはあるのかとの質問に対し、執行部から、市民会館は昭和45年に建築され、市制執行15周年記念事業ということで建てられ、今年で40年経過いたしました。

御指摘のとおり、椅子は当時ではよい椅子でしたが、現在においては少し座り心地の悪い椅子であるかと思えます。財政状況等を踏まえながら、検討していく必要があるのではないかと説明がございました。

以上、委員からの質疑・意見はなく、本委員会に付託されました議案4件並びにその他の件につきまして審査を終了いたしました。

議長さんをお願いでございます。所管事項審査といたしまして、引き続いて閉会中の継続調査審査したいと思いますので、よろしくお願ひします。（発言する者あり）大変申しわけございません。ちょっと、私ミス発言いたしましたのでちょっと訂正させていただきます。

先ほど、地域福祉課内ではワンストップサービスというふうに申し上げましたが、正式なサービスの内容はワンストップサービスでございます。大変失礼いたしました。お断り申し上げます。

〔教育民生委員長 山本昌二君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 教育民生委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、教育民生委員長の報告を終わります。

続いて、総務企業委員長の報告を求めます。総務企業委員長。

〔総務企業委員長 安富法明君 登壇〕

総務企業委員長（安富法明君） それでは、只今より総務企業委員会の委員長報告を申し上げますが、審査に当たりまして、約8件1日を要しております。従いまして、委員から出ました質疑・意見等につきましてはかなりの部分を省略しております。しかしながら、かなりのものが意見として重要と思ひまして取り上げておりますので、御報告を申し上げます。

9月1日の本会議において、本委員会に審査の付託を受けました議案8件につきまして、去る9月7日に委員会を開催し、委員全員出席のもとで審査をいたしましたので、その経過と結果につきまして御報告を申し上げます。

まず、冒頭市長の報告事項として、さきの一般質問の中でJR美祢線の復旧にかかわる美祢市、山陽小野田市、長門市に県を加えた利用促進についての協議会を、9月17日金曜日の午後6時より美祢市民会館で開催することになった旨の報告がございました。

議案第1号平成21年度美祢市水道事業会計決算の認定について、執行部より上水道、簡易水道を合わせた収益的収支、これは消費税込みでございますが3億5,145万9,748円、支出は3億4,777万4,258円、収支は375万5,490円の利益となり、税抜き後の損益計算書で当年度純利益は205万2,743円となりました。

この額に、前年度繰越利益譲与金 3,208万2,115円を加えると、当年度未処分利益譲与金は3,413万4,754円となり、この処分は法定積立金である減債積立金に103万円、残り3,310万4,754円は翌年度繰越剰余金となります。

次に、資本的収支は収入決算額 2,361万円、支出決算額は2億651万5,494円となり、収支の差額は1億8,290万5,494円の収入不足となります。不足については、過年度分損益勘定留保資金及び当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんをしました。

また、貸借対照表で固定資産の総額が33億8,231万7,732円、資産の合計が39億2,586万9,437円、一方、資本の部は自己資本及び借入資本合わせて19億4,791万1,463円となり、負債資本合計は39億2,586万9,437円となります。

その他、企業債の期末残高は18億8,357万8,945円、一時借り入れは行わなかったこと、主な改良工事等の説明を受けました。

本議案に対する質疑・意見等はなく、本議案は採決の結果、全員異議なく、全会一致で可決認定をされました。

議案第2号平成21年度美祢市病院事業会計決算の認定について、執行部より、収益的収支について、収益的収入、決算額ですが、合計で41億7,019万1,280円、収益的支出が合計で41億9,129万9,340円、この結果、差引2,110万8,060円の赤字となりました。

資本的収支につきましては、病院事業資本的収入、介護老人保健施設資本的収入合わせて11億4,304万8,687円、資本的支出でございますが、両方合わせて11億8,540万138円、この結果、差引不足額8,067万6,451円は過年度分損益勘定留保資金で補てんをしました。

経営の状況について説明がございました。病院事業収益は、対前年度比で1億7,387万6,844円、率にして8%の増、このうち医業収益は対前年度比で2億5,023万10円ですが、率で13.6%の増となっています。

さらに、この増収原因について、入院、外来患者数等々についての説明がありましたが、決算概要説明書によるところでありますので省略をいたします。

本説明についての質疑でございますが、委員より、訪問看護事業がなぜ減るのか、

一つに統合して秋芳町に持っていったねらいは何かとの問いに、執行部より、提供できる体制、スタッフ等の数が限られているため業務量が限られます。美祢地域は、高齢者の多い地域であり、在宅医療、在宅看護等も重要と思っておりますが、直接病院事業とするのか、厚生労働省も言っております診療所等の機能を在宅に向けるのか、政策的なこともありますので、その辺を見据えて役割分担をしていかなければならないと考えています。その中で、美祢市の訪問看護ステーションを市全体をコントロールできる1カ所に集約して、全市的なサービスを提供しようとしていますとの答弁がございました。

また、委員より、合併して2年が経過するが、実績としてその中にあった問題点と今後の課題についてどう考えているかとの問いに、執行部より、議会の特別委員会も設置され、平成20年度に市の繰出基準について適正化を図っていただきました。21年度は、病院事業の効率化、質の高い医療に向けて小児外来の統合、内部では受託業務の包括化、二つの病院が別々にしていた契約を合わせてする等の見直しを行っており、経営の一体化効率化を進めています。

さらに、本年4月より地方公営企業法の全部適用し、病院管理者を置き、病院事業の合理化や効率化、医療者の視点、患者さんの視点、両方に立った病院経営というものを意識し、全員の意識改革も含めて取り組んでおります。現下の一番の課題は、医療スタッフの不足であり、全国的な課題ではありますが、医師や看護師の働きがいのある職場づくりをいま一度勤めてまいります。その上で、持続的、安定的に二つの病院が運営できるように取り組んでいければと考えておりますとの答弁がありました。

また、委員より、産婦人科等診療科目の増設について市民の要望があるが、開業医の先生も含めて今後の取り組みについてどう考えているかとの問いに、執行部より、美祢市で年間どの程度のお産を持てるか、年間10例程度のお産を経験しても専門医の資格は維持できません。高いレベルの医療を継続するためには、集約化も必要です。医師全体、医療界全体のレベルを保つためにいろいろなシステムがあり、それらは守らなければなりません。婦人科だけでなく、どの科も厳しいものがあります。研修医制度が始まって、毎年山口大学で100人程度の卒業生がありますが、どこへ行ってるのかは実態はつかめていません。一たん崩れたシステムを簡単には取り戻せません。現在、8人の常勤とパートの方に助けていただいて今のところ精

いっばいで、これ以上減らしたくありません。ぜひ医療者をちやほやしるというのではなくて、大事に大切に扱っていただきたい。このことを踏まえて病院経営に全力を尽くしますとの答弁がございました。

また、委員より、先生方をサポートしてほしいということかとの問いに、執行部より、それもそうですが医師は経験を積まないと専門試験とかいろいろなものがとれないので、多くの患者さんをみたい、外国へ行っても仕事がしたい等の上昇志向があります。年間100例の経験ができる場合と、5例しか経験ができない場合とはおのずと差がつきます。患者さんが少ないから、行っても私の将来はないと思われる可能性はあります。実際には、すべての医師がそういうことではなくて、住民の中に入っているいろいろな話を聞きながら医療をしたいという人たちもいます。その人たちを探すのがかなり難しいのですが、僕らのところは定期的に回してもらって指導はしています。

委員より、最近病院に対する不安とか不評を数多く聞きますが、耳に入っているのかとの問いに、執行部より、よく存じています。一生懸命やっていてなぜこんなに言われるのかとの思いもあります。現場の人たちはすごく頑張っていると思います。スタッフを怒ったことは一度もありません。クレームがついた場合、どんなふうだったのか、もう一度話しに行こうというぐらいに考えています。時々不満の声とか投書を見ますが、かなり理解されずに自分勝手に書いてくださってるなあという思いもあります。こちらが失礼なことをしたということはゼロとは言いませんが、少ないと思っておりますとの答弁がありました。

さらに、委員より、病院間のシャトルバスの利用状況と運行時間、途中での乗り降りについて改善できないかとの問いに、執行部より、火・水・木の週3回運行し、4往復、1日ですがしています。8月17日から31日までの実績で、12名の方が利用されております。二つの病院を1階と2階と考え、エレベーターがシャトルバスという感覚で結んでいます。途中での乗り降りについては、路線バスとの競合し、シャトルバスは無料であることから難しいと感じています。時間帯とかはアンケート等を取り実施しておりますが、現在が社会実験として位置づけていますので、今後よりベターな形を目指していきますとの答弁がございました。

さらに委員より、経営的には非常に努力されているのがよくわかるが、笑顔が足りないとの市民の声が多い。笑顔も難しいほど切り詰められているのではないか。

もう少し財政的な支援を行えないのかとの問いに、執行部より、法定基準を超えて湯水のごとくお金を出せば笑顔で仕事ができるかもしれませんが、医療行為は命にかかわる問題であります。病院の緊張感も失ってはなりません。内藤先生に、病院管理者に就任していただき、21年度の決算は単年度収支でペイラインです。人口3万人を切る市が、二つの病院を抱えてペイラインで経営できることは奇跡に近く、それほど努力を重ねております。高齢化の進む過疎地で、公立の病院が保てないと私立、「わたくしりつ」のことでございますが、私立の病院は入ってくれません。そのためには、経営基盤を磐石なものにしていかないと崩壊をしてしまいますとの答弁がございました。

さらに委員より、医業収支比率が94.5と改善してきているが、これ以上累積赤字をふやさないためにも100になる努力をしていただきたい。人件費比率が市立病院で48.7、美東病院では74.8と大きな差が出ているが改善策はどうか、また美東病院の棚卸差損が1,450万あるが、再発防止策についてどう考えているかとの問いに、執行部より、医業収支比率については、総務省のガイドラインが87%以下なので目標に置いています。医業本業の収支がどのようになっているか、全職員が意識改革を行い、そういうものも自覚しながら業務に当たることが徐々にできつつあると思っています。人件費比率につきましては、院外処方についての差異がありますので、この院外処方は今美東病院が行っておりますし、美祢市立病院は今検討中と言いますか準備の段階のようでございます。院外処方についての差異がありますので単純な比較はできません。院外処方を実施すると、10%程度悪化すると言われております。また、美東病院のほうが患者さんの年齢が比較的高く療養型に近い需用があり、診療単価等にも関係してきます。今後、それぞれの特性がありますので必ずしも削減するというのではなく、適正化を図ってまいります。美東病院の棚卸資産については、帳簿上の額と実値棚卸額に差異が生じたため、その不足額を資産減耗額として約1,400万円医療費用に計上しています。理由ですが、合併前の両病院の経理手法の違い、適正な事務処理ができてたかどうかということがあろうかと考えています。今後は適正に執り行うこととし、改善するものでありますとの答弁がありました。

さらに意見がございまして、委員より、二つの病院の経営を安定させ、将来大きな市民負担を残さないためには、市民の皆さんにも現状をよく理解していただき、

病院を盛り立てていけるようあらゆる機会や手法を使って周知させていただきたいとの意見がございました。

審査の結果でございますが、本議案は採決の結果、全員異議なく、全会一致で可決認定をされました。

議案第3号平成21年度美祢市公共下水道事業会計の認定について、執行部の説明が、収益的収支、これ税込みなんですが、収益的収入が4億8,258万865円、同じく支出が4億4,893万4,994円、この結果、収益的収支は3,364万5,871円の利益となります。

税抜きの損益計算書で、当年度純利益が3,556万6,890円となり、前年度繰越剰余金525万6,045円を加えた当年度未処分利益譲与金は4,082万2,935円となり、剰余金の処分について、法定積立金であります減債積立金を1,779万円、積み立て残り2,303万2,935円を翌年度繰越利益譲与金とするものです。

さらに、資本的収支について、資本的収入が5億1,166万5,400円、同じく支出が6億9,019万1,421円。この結果、収支は1億7,858万6,021円の収入不足となり、損益勘定留保資金で補てんをいたしました。

その他、貸借対照表で資本総額は145億8,780万7,455円、主な工事の概要、企業債の繰上償還のために1億9,730万円を発行し、期末残高は51億6,700万4,565円となりますとの説明がございました。

本案に対する質疑・意見等はなく、本議案は採決の結果、委員全員異議なく、全会一致で可決認定をされました。

次に、議案第10号美祢市道の駅みとうの設置及び管理に関する条例の一部改正についてと、議案第11号美祢市美東都市と農村交流の館設置及び管理に関する条例の一部改正についての2件を一括して説明を求めました。

執行部の説明ですが、議案第10号は平成10年4月に山村振興等農林業特別対策事業により設置された美東町大田にあります道の駅みとう、木造平屋建て286平米の建物でレストランと加工施設を中心に、県が整備をいたしましたトイレ、親水広場と一体となって道の駅の機能を担っております。現在、テナント方式で運営しているものを、美祢市公の施設の指定管理者制度を導入して管理運営を行うことを目的に条例の一部を改正するものです。



議案第11号は、道の駅みとうに隣接し、平成13年4月に中山間地域総合整備事業により建設された木造平屋建て210平米の施設で、道の駅と併せて指定管理者制度を導入し管理運営を行うことを目的に本条例の一部を改正するものですとの説明がございました。

質疑・答弁ですが、委員より、さらなる道の駅の機能充実、情報の発信と提案理由にあるが、指定管理でないと機能の充実はできないのか、全国的な運営形態はどのようなのかとの問いに、執行部より、現在は半分が行政の管理、半分がテナントの管理で、責任の所在があいまいと言えます。一元管理し情報等の発信を考えています。

道の駅の管理についてですが、全国的な管理状況は把握しておりませんが、県内には19の道の駅があり、そのうち14カ所が指定管理者制度で運営されています。その他は行政の直営とか企業に委託しているようですとの答弁がございました。

さらに委員より、指定管理になって行政にどのようなメリットがあるのか、いつも行政経費の削減が言われるが、今32のくらいの施設が指定管理で出ているが、具体的にどの施設でどの程度削減できたのか一度も報告がない。行政側のきちんとした数字が出れば民間側が受ける場合の目安になり、民間の活力や雇用につながる議論ができる。検討していただきたいとの問いに、執行部より、交流拠点都市にふさわしい施設として、また今後も存在し続けるためにはどういうふうな形で運営するのが適当なのか、本来的な制度導入をした意義、意味を原点に返って考えてみたい。個別外部監査や美祢市の監査委員からも意見をいただいておりますので、一度全体を整理してから報告をさせていただきたいとの答弁がございました。

さらに委員より、美祢市における東の玄関口と位置づけるのであれば、配られた図面で見ると旧パチンコ店跡地を借地でも購入してでもいいですが、利用できれば道の駅の果たす役割、効果は大きく変わってくるのではないかと問いに、執行部より、資料を見て、大きな部分を占めているのはよくわかります。民有地なので有効に使えるかどうか即断できませんが、直感的には有効活用ができればと思いましたがとの答弁がございました。

さらに委員より、管理者の募集は美東町のものに限るのか、非公募によるのか、美祢市全域を対称にするのかとの問いに、執行部より、条例が可決されましたらその後検討いたしますが、今営業されている2社を含めて美祢市内で公募したらと考えていますが、基本的には検討中ですとの答弁がございました。

審査の結果でございますが、議案第10号は継続審査の意見が出ましたが、他に賛成の意見がなく、挙手により採決をいたしました。その結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第11号は、同じく継続審査の意見が出ましたが、同じく他に賛成者がなく、挙手による採決をした結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

引き続きまして、議案第5号平成22年度美祢市一般会計補正予算（第5号）でございます。

執行部より、歳出から説明がございました。総務管理費に一般管理費988万7,000円、これは一般職員時間外手当、臨時職員の賃金、これは病欠とか自己都合、退職者、災害等の代休等にかかわるもの、さらには電算システム改良委託料等である旨の説明がございました。さらに、国民体育大会費において補正額はゼロですが、一般財源を県支出金に財源更正をしていますとの説明がございました。

それから、歳入に入りまして、地方交付税が普通地方交付税を1,330万1,000円、県支出金を県補助金、緊急雇用対策創出事業補助金として499万3,000円であるとの説明を受けております。

本案に対する質疑・意見等はなく、採決の結果、全員異議なく、全会一致で可決をされました。

次に、議案第12号であります、山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について、執行部より、平成21年4月1日より山口県市町総合事務組合で共同処理しております交通災害共済事務について、光市を加えるため議会の議決を求めるものですとの説明がございまして、質疑・意見等はなく、本案は採決の結果、全員異議なく、全会一致で可決をいたしております。

ようやく最後でございますが、議案第13号美祢市過疎地域自立促進計画の策定についてでございます、執行部より、平成12年4月に施行されました過疎地域自立促進特別措置法が6年間延長されたことに伴い、過疎債を活用するためには引き続き計画を策定する必要があるため、今年度から平成27年度までの計画を策定しようとするものです。

基本的な考え方は、第1次美祢市総合計画を基本とし、交流拠点都市美祢市の創造を目的とすることとし、可能な限り総合計画から文言を引用しています。期間は平成22年4月1日より平成28年3月31日までとしております。

この計画期間内に、新たな事業の取り組みが必要となった場合は、本計画の変更をすることで対応することを考えております。この計画書の中の一覧表にあります事業については、総合計画に附随する実施計画から過疎地域自立促進計画として取り組む必要があるもの、財政的支援を受ける必要があるものを記載しております。

なお、パブリックコメントは終了していますが、市民からの意見等はございませんでしたとの説明がございました。

本案に対する質疑・答弁でございますが、委員より、意見を言えば修正が可能なかとの問いに、執行部より、この計画は総合計画並びに実施計画から策定しております。県とも事務レベルで協議を終了しておりますので、必要が生じた場合は変更することで対応を考えていますとの答弁がございました。

結果でございますが、本案は採決の結果、全員異議なく、全会一致で可決をされました。

議案に対する報告は以上でございますが、本委員会は閉会中といえども所管事項について引き続き調査を行うことを議長に申し出ておりますので、併せて御報告を申し上げます。

以上で、大変長くなりましたが、総務企業委員会に付託されました議案8件についての審査の結果報告を終わります。

〔総務企業委員長 安富法明君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 総務企業委員長報告に対する質疑はありませんか。竹岡議員。24番（竹岡昌治君） 本来なら、所管の委員会ですので発言は控えさせていただきたいと思うんですが、只今の総務企業委員長の報告の中で、最後でございますが、美祢市の過疎地域自立促進計画の策定についてというところで、かなり意見を、質疑等割愛をされました。

おかげで冷や汗をかかんで済んだわけではありますが、実はこの自立計画は、御承知のように本年の3月にいわゆる有効期限が延長されたということで、本市にとりましては財政的には喜ばしい、過疎指定というのは余りうれしくありませんが、財政的には非常に喜ばしいことだというふうに私も思っております。

今回の自立計画の審査の中で、18ページで、特に私が申し上げましたことについてちょっと申し上げたいと思うんですが、就労機会の場所の確保の中で、シルバー人材センターの活用を高齢者の就業機会の確保、それから就業紹介、職業訓練

云々とかいうふうに記述がされておりました。

それに対しまして、本来シルバー人材センターは生きがい対策ではないかということをお願いしまして、大変時間をとりまして申しわけなかったなあというふうに思っております。

今、委員長の報告にもありましたように、提案理由のところ、可能な限り第1次美祿市総合計画の文言を引用したとこういうふうに今説明をされたと思います。私自身の持論は変える気はございませんが、私はこのときにも申し上げましたが、若年者の就業機会の確保、このほうがむしろ大事じゃないんですかというような私申し上げました。

ところが、後日上位計画であります第1次美祿市総合計画の109ページに全く同じことを書いております。従いまして、このことにつきましては当時の私の認識不足ということで、大変総合政策部の皆さんや企画政策課の皆さん、あるいはひいては委員会の皆さん方に大変時間をとって、申し上げたことを訂正するわけではございませんが慎んでおわびを申し上げたい、このように思っています。以上です。

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はございませんか。岡山議員。

2番（岡山 隆君） 今委員長報告がありましたけれども、今回の過疎地域自立支援計画に当たって、こういった中でかなり内容的に一部、何と言いますか削除される、そういった部分もあったということなんですけれども、本計画を策定に基づいて行われるこういった事業の実施については、国庫補助率のかさ上げとか、そして過疎対策事業債のこの発行の優遇措置があるからということで、こういった過疎地域自立支援計画を策定していくわけでありましてけれども、特にこの中で企業誘致の推進と、そして今来福台等のこういった販売促進、こういったところが長年実施してきて、今実際企業誘致にしても53区画ある中で18区画がまだ残ってる。34%ですね。それと、来福台についても同様な数字で34%まだ残っているということで、非常にこれは大きな課題ではないかと思っております。

それで、そういったことに関しまして、文字では積極的な誘致活動、販売促進でなってますけれども、その辺についてより具体的な執行部からの、より戦略的な計画というのは何かあったのでしょうか。その点について1点お伺いします。

議長（秋山哲朗君） 安富委員長。

総務企業委員長（安富法明君） 岡山議員の質問にお答えをいたしますが、基本的

な考え方が少し違うんだらうと思うんです。で、議論をしております、私委員長ですから直接は申し上げませんが、執行部のほうがこの過疎地域自立促進計画をどうとらえておるかちゅうことなんです、市のその他のいろいろ総合計画から含めていろいろな計画がありそれが実行される。

その中で、国のほうの過疎地域自立促進特別措置法ですか、そういうふうなあれに基づいてそのハード事業における、今度はソフトが含まれるということなんです、それに対するその財政的な支援、要するに過疎債がもし仮に適用できれば、認めてもらえれば、元利償還の今年度負担の70%が交付税で見てもらえるところいうふうな話なんです。

ですから、基本的にその上位計画に基づいて可能な限り、何ていうんですかこの中に一応書いておれば、書き込んであれば、県がありますから県の中での枠の中でさらに市町の、またはそれぞれの枠が決まってくると思うんですが、ですからそれが対象に一応なるということで、これそのもので何ていうんですか地域の自立、この表題のと通りの計画づくりをしてるという認識は今のところ私は執行部にはない。

それが、今竹岡議員が言われましたように、竹岡議員の質問ていうのは大きなその上位計画が美祢市の総合計画なるものがあって、それは大まかなものですからその下にやはりいろいろなまだ小さい計画が、観光もそうですけども出てきます。

ですから、この過疎地域自立促進計画も今岡山議員が言われるよりももう少しそういう目で、本来の美祢市の計画書として、何ていうんですかね議員も意見を言って、これを書きかえてでも対応するような位置づけであるべきじゃないかていうことを恐らく竹岡議員も言われてる、同じことのように思うんですが、今のところ私の受けてる感じではそういうところまで執行部は考えておらん。

ですから、対象が変わってきたらまた計画書の変更をすればいい、先ほど言いましたようにですね、報告書の中で言いましたように、変更すりゃいいじゃないかていうふうな今のところの考え方。

そこ少し違うんじゃないかていうことで、先ほど委員長報告で言いましたように、今後については執行部も県との打ち合わせをする前に議会との調整の場を設けましょう、これは議長にもお願いしてありますから、そういうことになろうかていうふうに思いますので、今後についてはぜひ言われたようなこと等も含めて議論される機会が持たれるだらうというふうに私思ってる。もし執行部のほうで違えば、今委

員長報告ですからちょっと答弁されるわけにはいかないと思いますけども、またの機会に伺ってみてください。

以上です。

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、総務企業委員長の報告を終わります。

続いて、建設観光委員長の報告を求めます。建設観光委員長。

〔建設観光委員長 佐々木隆義君 登壇〕

建設観光委員長（佐々木隆義君） それでは、只今より建設観光委員会の委員長報告を申し上げます。

さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました議案3件、請願1件につきまして、去る9月8日午前9時30分より委員全員出席のもとで審査いたしましたので、その審査の経過と結果について御報告を申し上げます。

まず、当日議案第14号市道路線の認定についてと市道編入に関する請願に関し現地踏査をし、その後机上審査をいたしました。

机上審査に先立ちまして、村田市長より消防指令業務の共同運用について、次のとおり報告がありましたので御報告を申し上げます。

美祢市では、市民の安全・安心を守る立場から、美祢市単独の消防本部を設置し、将来にもその形でいくということになっておりますが、電波法の関連改正により平成28年5月末までに消防指令業務について全面的にデジタル化が必要となっております。

従って、その消防指令業務を再編整備を単独でやりますと、3億円程度必要となります。そこで、これを共同運用すれば初期設置コストも安くなる面があり、半分から3分の1になると見込んでおります。国も共同運用を推進しており、地方交付税で見てもらえますが、ランニングコストについても共同利用のほうがメリットが大きいと考えております。

そこで、美祢市は下関市と境界線を接しており、また下関市が県下最大の都市であり、消防体制も非常に充実しており、この下関市と共同運用すればメリットも大きいと政策的に判断し、中尾下関市長とも話を進めており、話に乗っていただいているところで、また長門市も加入の可能性があることをにらんだ上で、早くとも平

成 25 年度には共同運用を開始することで、現在行政サイドで事務的に整備を進めておりますとの報告がありました。

それでは、議案第 5 号平成 22 年度美祢市一般会計補正予算（第 5 号）について御報告を申し上げます。

執行部より、農業振興経費の修理費 20 万 6,000 円は、来福台にある市農産物加工センター「虹工房」の排水処理施設制御盤修理のために。また、中山間地域等直接支払事業の 20 万 8,000 円は、電算システムのプリンターの整備のため。米需給調整総合対策事業の 314 万 3,000 円については、戸別補償制度モデル対策事業の事務費として 274 万 5,000 円の配分が決定したことから、予算の組み替えをするものであります。

また、県中山間地域総合整備事業負担金 373 万 8,000 円は、岩ヶ河内等の圃場整備の補完工事が終了したことによる精算金でありますとの説明でありました。

次に、道路橋梁費 3,800 万円減額は、社会資本整備総合交付金で事業を行っております秋吉小学校線、沖田 1 号線分を減額し、街路事業費に 3,800 万円を組み替えるもので、これは市道渋倉伊佐線改良に充当するもので、そのために必要な測量と設計委託料等でありますとの説明でありました。

本議案について、質疑を求めるとも質疑・意見はなく、採決の結果、全員異議なく、全会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第 14 号市道路線の認定について御報告を申し上げます。

執行部より、県工事でありました大嶺奥分の県道美祢油谷線の上麦川より白岩間の道路改良が終了いたしましたので、この間を市道として認定するものです。

また、美東町大田の県道佐々並美東線、坂根線の間で、これも県道の改良工事が完了しましたので、この区間を市道として認定をするものでありますとの説明がありました。

委員より、この 2 路線とも現地調査をしておりましたので大変参考になりましたが、県道を市道として払い下げを受けるということであるが、今後の維持管理、整備等について県に要望をされたのか。また、交付金の対象となると思うが、県との交渉はどのようになっているかとの問いに対し、執行部より、県との交渉で市道に認定する区間の旧道処理として、舗装とか水路改良の要望を出しある程度の整備は済んでおります。また、路線交付金は、路線が確定し交付金の調査の段階で市より

申請することになりますとの答弁でありました。

本議案につきましては、そのほか質疑を求めるとも質疑・意見はなく、採決の結果、全員異議なく、全会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号市道路線の変更について御報告を申し上げます。

執行部より、秋芳町青景鍛冶屋にあります市道石原田線について、圃場整備に伴い路線のつけかえが行われ、起点が変更となりましたので、道路法第10条第3項により議会の議決を求めるとの説明でありました。

本議案につきましては、質疑を求めるとも質疑・意見はなく、採決の結果、全員異議なく、全会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、請願受理番号第1号市道編入請願書について御報告を申し上げます。

執行部より、市道編入の所見として、豊田前町10区から請願がありました古烏帽子地区の路線で、市道認定に当たって起点・終点とも公道に接していること、路線幅員も2メートル以上であること、道路敷地も分筆されて市に所有権が移転できることなどと、すべて認定基準並びに要件を満たしているのと判断していますとの所見でありました。

本請願につきましては、執行部の所見を含めて質疑を求めるとも質疑・意見はなく、採決の結果、全員異議なく、全会一致にて可決されました。

以上をもちまして建設観光委員長報告を終わります。なお、本委員会は閉会中といえども本委員会に関する件に関して引き続き調査することを議長に申し出ておりますので、併せて御報告を申し上げます。

以上であります。

〔建設観光委員長 佐々木隆義君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 建設観光委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、建設観光委員長の報告を終わります。

以上をもちまして、常任委員長の報告を終わります。

お諮りいたします。只今教育民生委員長、総務企業委員長、建設観光委員長からの申し出のとおり、委員会の所管事項につきまして閉会中も調査することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、委員会の所管事項につきましては閉会中も調査することに決しました。

この際暫時、11時30分まで休憩をいたします。

午前11時16分休憩

.....  
午前11時31分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き会議を開きます。

続きまして、特別委員長の報告を求めます。観光交流推進特別委員長。

〔観光交流推進特別委員長 下井克己君 登壇〕

観光交流推進特別委員長（下井克己君） 観光交流推進特別委員会の報告をいたします。

8月11日欠席者1名、9月9日全員出席のもと、第2回、第3回の委員会を開催いたしました。

まず、ジオパークのエリアについて。美祢線沿線の東エリアと西エリアで質が違う。また、厚東川の西エリアと東エリアも違うが、今後検討する必要があるのではないかの意見がありましたが、秋吉台地域だけのエリアとなると非常に狭い範囲になるし、サイトとして分ければいいのではということで、エリアに関しては美祢市全域として協議を進めていくことにしました。

続きまして、ジオパークのサイトとポイントについて。主なサイトと主たるポイントの案について報告いたします。

まず、カルストサイト、これは秋吉台です。主たるジオポイントは、秋吉台科学博物館、秋芳洞サイト、これは秋芳洞です。中尾洞サイト、これも中尾洞です。景清穴サイト、これは景清洞です。大正洞サイト、大正洞です。湧水サイト、これは別府弁天池とか半田弁天とかございます。銅山開発サイト、これ長登銅山文化交流館です。青景銀山サイト、これ青景銀山跡です。大嶺炭田地層サイト、これ化石採集場がございます。大嶺炭田開発サイト、これ荒川坑がございます。その他大岩郷サイトなど、現在14のサイトが案として出ました。

提案されたジオポイントのほか、金ヶ峠鉦山、鷹ヶ穴、その他の湧水など意見が出ました。ジオサイト、ジオポイントについては、候補として了解をいただきました。まだ多くのジオサイト、ジオポイントがありますが、今からの協議の中で追加

していけばよいと思います。

これからの協議は、それぞれのジオサイトの中の主たるジオポイントに対して、各ポイントを交流の拠点として、また着地型観光を進めるに当たって各コースの拠点となるように、環境を含め整備していかなければなりません。従って、各ポイントの協議を今からはしていきたいと考えております。

次に、ジオパーク推進室の設置、ジオパーク協議会の設置、ジオパーク市民の会の設置について。

第1回の委員会において、来年4月より準会員としての申請については全会一致で要望することに決まりました。準会員にならないければ正会員になれないので、まず第一段階として準会員になります。そして、準会員になった段階で組織等をつくり、ジオサイト、ジオエリア、ジオポイントを決定していくという形になり、登録を目指して進めていくこととなりますので、先進地域にならってのジオパーク推進室、ジオパーク協議会、ジオパーク市民の会の設置について提言することに決まりました。

これにより、平成23年4月より日本ジオパークネットワーク準会員に加入、専門職員を置き、ジオパーク推進室の設置、市長を会長としてジオパーク協議会の設置、多くの市民に参加してもらい美祢ジオパーク市民の会の設置、以上4件を実施するための新年度予算を要望する中間報告書を秋山議長に提出いたしたいと思っております。

次に、ジオポイントの現地視察について協議いたしました。

別府養鱒場、別府弁天池、白水の池、荒川坑、鷹ヶ穴、秋芳鉱業等意見が出ました。やはり、共通認識を持つためにもコースをつくり、必要な箇所を現地視察していきます。

続きまして、現地視察する前ではありますが、ポイントの別府養鱒場について協議をしました。別府養鱒場について、執行部より現状報告の後協議に入り、釣堀の客を呼び込む方法、水くみに来られるお客の利用、駐車場より簡単に入れるようにもっとPRしていくべき、ルアー釣にしたほうが、遊園地の整備等いろいろと意見が出ましたが、環境整備等現地を視察した後に再度協議をすることとなりました。

以上で観光交流推進特別委員会の報告を終わります。

〔観光交流推進特別委員長 下井克己君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 観光交流推進特別委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、観光交流推進特別委員長の報告を終わります。

続いて、活性化対策特別委員長の報告を求めます。活性化対策特別委員長。

〔活性化対策特別委員長 原田 茂君 登壇〕

活性化対策特別委員長（原田 茂君） それでは、只今より活性化対策特別委員会の委員長報告を行います。

去る9月9日午後1時半から午後2時57分まで、委員会室において委員全員並びに執行部より林副市长、田辺総合政策部長、奥田総合政策部企画政策課長、松野総合政策部商工労働課長、伊藤建設経済部長、斉藤建設経済部次長の方々の出席のもとに委員会を開催いたしました。

最初に、前回の特別委員会で執行部より、産業振興条例を今年度中に制定したいので、それに当たりまして産業振興推進審議会を7月9日に開催する予定であるとの説明がありましたので、この審議会の経過の報告を執行部より受けました。

この内容についてですが、7月9日に第1回目、第2回目を8月26日に開催しており、審議会は19名の委員で構成し、第1回の審議会において会長は山口大学の古川教授、副会長には美祢市商工会の今村会長が選出されており、第1回目の7月9日に開催した審議会では16名の出席があり、まず事務局のほうから、美祢市の産業の現状について説明し、総合計画に基づき、また先進地の条例の構成を参考にして、審議会での産業振興条例審議のたたき台として条例の素案を提示し、審議会で作成していただく条例案については、すべての産業を振興するための理念的な条例であり、基本方針や基本的事項を定めるものであり、個別具体的な規定をする条例ではないということを初めに説明し、併せて条例案を審議していただく中で幾つか具体的施策にまで踏み込んで審議していただき、それを答申に反映していただきたいということも併せて説明されました。

審議会の委員からは、理念的な条例ということなら大枠では素案から変更がないのではないか、産業振興条例を制定する意義を整理すべきである。この条例の素案では、市民や事業者の役割を規定しているが、これは法的拘束力を負わせることになるので、市民や事業者の役割の考え方を整理する必要がある、市の担当課がどの

ような支援が必要と考えているかが知りたいというような意見が出てまいりました。

次に、8月26日に2回目を開催し、1回目に委員から出された意見に対する回答として、2点について説明いたしました。

1点目は、産業振興条例を制定する理由について、市の発展と市民生活の向上という大きな目的のため産業の振興を図ることが重要であり、ただ農林、商工、観光、それぞれに振興を図るのでは大きな効果は期待できないため、すべての産業を総合的、一体的にとらえた対策が重要であり、事業者や関係団体、行政がそれぞれ独自に取り組むのではなく市民も含めて産業にかかわるすべての分野の協働による振興施策への取り組みが必要である。よって、総合的な産業振興を図るための基本的事項を定め、市民、事業者、関係団体及び行政のそれぞれの役割と責任を明確にするために、条例を制定する必要があると回答いたしました。

2点目に、条例に市民や事業者の役割を規定することについて、行政に責務はもちろんですが、事業者、関係団体、市民の役割の規定は不可欠であり、条例に規定したからといって義務を課するというものではなく、協力をお願いするものであると回答しました。

続いて、条例案について、第1条に目的、第2条に基本方針、この基本方針には三つ掲げており、一つ目として、地域資源を生かした多様な産業の活力にあふれたまちづくりを推進し、二つ目は、地域資源の結合と関係団体の連携による新しい産業を創出するまちづくりを推進し、三つ目として、地域資源の新たな付加価値を生むまちづくりを推進する。第3条で基本政策ということで、第2条の三つの基本方針に基づく基本政策を掲げており、第4条では市の責務を規定しており、5条には事業者及び関係団体の協力について規定している。第6条に市民の協力というところで、市民は産業の振興が地域を活性化し、市民生活の向上に資することを理解し、市が実施する産業振興に関する施策に協力するよう努めるものとするという規定を設けております。

この素案に基づいて、今後あと2回審議会を実施し、特別委員会の御意見も反映させた上で最終的な形に持っていただきたいというふうに考えているとの報告を受けました。

以上、産業振興条例の説明に対し、委員より、地元の事業と人を育てていくためのシステム組織づくりということを踏まえて、さらにそれを市の産業振興条例に発

展させてほしいということが20年度3月末までの議論一つの到達点だったと思うが、この条例案の中にどういう形で継承されているか、また委員会の中にこの議会での1年からの議論はどう反映されてきているのかとの質問に対し、執行部より、担当課のほうとしては条例に盛り込むのではなしに、この条例に基づいて見直していく計画があり、具体的なものについては企業誘致条例等も含めて、それをまた見直したり新たに制定したりということになると思いますとの答弁がありました。

委員より、産業振興条例ということで包括的にこれですつこつつくっていきこうということなんですが、人材の育成から始まって市内の商工業者の育成とか、これに関する要綱等を作成するお考えがあるのかとの質問に対して、執行部より、今のこの条例はすべての条例の振興のために個別の条例だけの振興を図るのではなくて、一体的、総合的、それと産業振興にかかるすべての人の協力、そういうものを喚起するというねらいがあってつくるものであり、個別の具体的な振興策についてはそれぞれの条例の見直しや新たに条例をつくったりという形で、現実的に具体的に進めていくようになるかと思えます。これから、産業振興審議会についても単年度のみでなく継続して実施すると思えますので、その中で協議していただくようになると考えておりますとの答弁がありました。

また委員より、基本的にはこういう形で産業振興条例を一本にまとめた形の中に、今度産業振興にいろいろな形でかかわる市の条例とか要綱とかあろうと思うのですが、今言われる頭だけでいいから出していただきたいがどうでしょうかとの質問があり、執行部より、次回に御提示させていただきますとの答弁がありました。

その他の質疑・意見については割愛させていただきました。

続きまして、十文字原団地について執行部より説明がありました。前回の特別委員会で、インターネット等を通じて事業コンペ方式等により、民間活力による開発の募集を具体的に土地開発公社の理事会において検討しているということを申しておりますので御報告します。

まず、十文字原総合開発事業用地活用事業コンペ募集要項について、八つの要項があり、1番目の目的として、民間の活力や自由な発想により事業計画及び土地買い取り希望価格の提案を募り、計画内容及び価格とかが総合的に優れた提案者を事業者と決定し、土地の売却を行うものであり、2番目は名称で「十文字原総合開発事業用地活用事業コンペ」にします。3番目に、対象用地を上げていて、4番目に

提案協議内容ということで、対象用地の一部または全部を自ら取得し事業を実施する事業者を募集するものであります。5番目に、募集及び事業者の決定方法ですけど、募集の方法は応募者が事業計画と買い取り価格について提案し、土地開発公社理事会が審査し選定します。6番目に、対象用地の譲渡に係る最低売却単価ということで、1平方メートル当たり733円を設定しており、これは借入残高を面積で割って単価を算出しております。7番目に、失格要件を数点列挙しています。8番目の、スケジュールについて、この特別委員会で御了承をいただければ、すぐにもホームページで公表し、参加受け付けを12月末までとし、現地案内会を随時開催し、応募者からの事業企画書及び買い取り価格の提出締め切りは平成23年2月28日とし、4月に決定します。

以上、十文字原総合開発事業用地についての説明がありました。

委員より、取得の経緯、小萩道路の経緯等の詳細な説明があり、ぜひ十文字原を開発するということを県・国のほうに強く要望していただきたいが、執行部はどういう考えかとの質問に対して、執行部より、十文字原の開発については、美祢市だけはどうにもならず、国や県等の力を借りてということが大前提となっており、今回コンペの募集等の動きを重ねてまいりたいとの答弁がありました。また、委員より、この件についてはしっかり要望計画書をつくってやっていただきたいとの意見がありました。

次に、委員より、何か県のほうに要望してどうのこうのっていうのがありませんでしたか、あれはどうなったのですか、との質問がありました。執行部より、県に対して要望しておりますけど、今のところ具体的な回答はいただいておりませんが、今年度も十文字原の開発を要望するように予定しております、との答弁がありました。

委員より、聞くところによると民地がまだ飛び地があるということですが、この60万平米の中に飛び地があるのですか、との質問があり、執行部より、飛び地というのではなくて、民地が入り込んだところというのはあります、との答弁がありました。

委員より、十文字原団地の形状の土地で、平米当たり733円、総額4億円、しかも、733円以下では失格ということだが、買い手はないと思う。ただでも頭をひねる土地と思うが、この計画は無理ではないのか、もう少し何か考え方を変えなくてはだめだ、という意見がありました。次に、委員より、スケジュール的に9月

から12月でこんなコンペをしたってだれも来ないと思います。ただっていう案でいろんな企業のコンペをしていただきたいし、条例も決定していないので、ほかのことを考えていかれたらどうでしょうか、との質問があり、執行部より、委員の言われるとおりだと思います。あくまでも土地開発公社として、この借入金を解消する必要があるということで、一番最初の案として募集要項をつくりました。スケジュールや価格について、委員会でいただいた御意見を参考にさせていただき、再検討して根本的に見直して、市からの補てんするという話にもなってきますので、次回に御報告させていただきますとの答弁がありました。

その他の質疑、意見については、割愛させていただきました。

次に、執行部より、小規模・高齢化集落、いわゆる限界集落について、概要説明がありましたが、委員の皆様にお諮りし、今後の方向性、対策については次回のテーマとすることになりました。

なお、議長にお願いいたしまして、閉会中も引き続き継続調査をいたします。

以上、活性化対策特別委員会の委員長報告を終わります。

〔活性化対策特別委員長 原田 茂君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 活性化対策特別委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、活性化対策特別委員長の報告を終わります。

以上をもちまして、特別委員長の報告を終わります。

この際、暫時、午後1時まで休憩をいたします。

午前11時56分休憩

午後 1時00分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き会議を開きます。

これより議案の討論、採決に入ります。

日程第2、議案第1号平成21年度美祢市水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第1号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

日程第3、議案第2号平成21年度美祢市病院等事業会計決算の認定についてを議題といたします。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第2号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

日程第4、議案第3号平成21年度美祢市公共下水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第3号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

日程第5、議案第9号美祢市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第9号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であ



ります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第10号美祢市道の駅みとうの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第10号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第11号美祢市美東都市と農村交流の館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第11号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第5号平成22年度美祢市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第5号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であ

ります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第6号平成22年度美祢市老人保健医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第6号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第7号平成22年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第7号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第12号山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第12号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決で

あります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第13号美祢市過疎地域自立促進計画の策定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第13号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第14号市道路線の認定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第14号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第15号市道路線の変更についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第15号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15、請願受理番号第1号市道編入請願書を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより請願受理番号第1号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案採択であります。市道編入請願書を採択することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、請願受理番号第1号は採択することに決定いたしました。

日程第16、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第157条の規定により、お手元に配付いたしたとおり議員を派遣したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、議員の派遣をすることに決しました。

さらにお諮りいたします。只今決定いたしました議員派遣につきましては、その後の事情により変更が生じた場合は、変更の決定について議長に委任いただきたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、その後の事情により変更が生じた場合は、変更の決定について議長に委任いただくことに決しました。

この際、暫時休憩をいたします。

この間に、会派代表者会議、議員全員協議会、議会運営委員会の開催をお願いいたします。議会運営委員会終了後、本会議を再開いたします。

午後1時08分休憩

.....

午後3時30分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き会議を開きます。

この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

事務局長（重村暢之君） 御報告いたします。只今机上に配付いたしましたものは、議事日程表（第4号の1）、議員提出決議案第3号、議案付託表、会議予定表（その2）、以上4件でございます。御報告を終わります。

議長（秋山哲朗君） お諮りいたします。日程第17から日程第33までを日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、日程第17から日程第33までを日程に追加することに決しました。

日程第17、会期延長についてを議題といたしたいと思います。

お諮りいたします。今期定例会の会期は本日までと議決されておりますが、議事の都合により10月5日までの11日間延長いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、11日間延長することに決しました。

日程第18、報告第1号から、日程第32、議案第27号までを、会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。村田市長。

〔市長 村田弘司君 登壇〕

市長（村田弘司君） 本日追加提案いたしました報告4件、議案11件について、御説明申し上げます。

報告第1号は、平成21年度美祢市一般会計継続費の精算報告についてであります。これは、平成21年度をもちまして継続年度が終了しました下領北団地住宅建てかえ事業につきまして精算報告いたすものであります。

同事業は、平成20年度、21年度の2カ年継続事業として実施したもので、全体計画の4億488万4,000円に対しまして、支出済額は3億9,568万8,419円となったものであります。

以上、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告するものであります。

報告第2号は、平成21年度の決算に係る健全化判断比率についての報告であります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成21年度決算に基づき算定いたしました健全化判断比率を、監査委員の意見書を付して報告するものであります。

それでは、それぞれの指標について御説明いたします。

まず、実質赤字比率についてであります。これは一般会計等の実質赤字が地方自治体の標準的な一般財源の規模を表す標準財政規模に対する比率であり、次に、連結実質赤字比率は、一般会計、特別会計の実質赤字額及び企業会計の資金不足額を合計した額が、先ほどと同様の標準財政規模に対する比率であります。これら両指標とも黒字となっており、赤字比率は生じていないという状況であります。

続きまして、実質公債費比率についてであります。これは一般会計等が負担をする借入金の元利償還金である公債費及び他会計繰出金のうち、償還金に充てたものなど、公債費に準じた経費の及ぼす財政負担の比率で、対前年度比0.5ポイント減の16.8%となり、早期健全化基準値である25%を下回っているところであります。

なお、この比率が高い場合は、地方自治法における資金繰りが悪化していることを表すものであります。

最後に、土地開発公社などを含むすべての会計の将来負担比率についてであります。地方債残高のほか、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の比率で、対前年度より18.1ポイント減の131.6%となり、早期健全化基準値である350%を下回っております。

この比率が高い場合、将来これらの負担額を実際に支払う必要があることから、今後の財政運営が圧迫される可能性があるという指標であります。

以上、いずれの指標も早期健全化基準値を下回ったところでございますが、今後ともこれらの指標の動向に留意しながら、健全財政の維持に努めてまいり所存であります。

報告第3号は、公営企業の平成21年度の決算に係る資金不足比率についての報告であります。これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の第22条に基づく財政指標で、公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率についてであります。

それでは、平成21年度の決算に基づきまして、会計ごとに御説明いたします。

美祢市水道事業会計、美祢市病院等事業会計、美祢市公共下水道事業会計及び美祢市農業集落排水事業特別会計並びに、美祢市簡易水道事業特別会計におきましては、資金不足は生じておりませんが、美祢市観光事業特別会計におきまして、資金不足比率が135.2%となり、前年度の169.5%より34.3ポイント数値が改善したものの、経営健全化基準値の20%を大きく上回っております。この比率が高いほど、料金収入で資金不足を解消するのが難しく、経営状況が深刻化しているといえます。

なお、解消可能資金不足額の算定については、公営企業の事業開始後、一定期間生じる資金不足額のうち、客観的な算定により将来解消が可能と認められるものは、資金不足額から控除されることとされており、その算定方法として、累積償還・償却差額算定法式に基づいて算定しております。

現在、観光事業特別会計の健全化につきましては、本年3月議会におきまして御承認いただきました観光事業特別会計に係る経営健全化計画に基づきまして、早期の改善に向け、鋭意取り組んでいるところであります。

以上、それぞれの会計の資金不足比率につきまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、監査委員の意見書を付し、報告するものであります。

報告第4号は、美祢市観光事業特別会計経営健全化計画の実施状況の報告についてであります。観光事業特別会計におきましては、平成20年度決算において、資金不足比率が169.5%となり、経営健全化基準以上　これ、20%ですが、となったことから、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第23条の規定に基づき、個別外部監査を受け、個別外部監査報告書に基づく経営健全化計画を策定し、議会にも御承認をいただいております。

本計画の平成21年度の実施概要につきましては、秋芳洞案内業務職員の削減、営業時期等の見直し及び維持管理費等の節減に努めましたところ、資金不足額解消実績額は、当初計画より6,274万4,000円上回る2億2,188万2,000円となり、これにより資金不足比率は、当初計画より5.9%低い135.2%と好転したところであります。

しかしながら、現下の経済情勢は非常に厳しいものがあり、観光客の大幅な増加

が期待できない状況ですが、効果的なイベント開催等により集客を図りつつ、経営健全化計画の実践に努め、資金不足額の着実な解消を図りたいと考えております。

ここに、その実施状況について関係書類を付し、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第24条において準用する同法第6条第1項の規定により報告するものであります。

議案第17号は、平成21年度美祢市一般会計決算、議案第18号は、平成21年度美祢市国民健康保険事業特別会計決算、議案第19号は、平成21年度美祢市観光事業特別会計決算、議案第20号は、平成21年度美祢市環境衛生事業特別会計決算、議案第21号は、平成21年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計決算、議案第22号は、平成21年度美祢市老人保健医療事業特別会計決算、議案第23号は、平成21年度美祢市農業集落排水事業特別会計決算、議案第24号は、平成21年度美祢市介護保険事業特別会計決算、議案第25号は、平成21年度美祢市簡易水道事業特別会計決算、議案第26号は、平成21年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計決算であり、それぞれの会計の決算につきまして、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、市議会の認定を求めるものであります。

なお、別に監査委員の意見書と予算執行実績報告書を付しておりますので、よろしく御審議の上、御認定を賜りますようお願い申し上げます。

議案第27号は、美祢市手数料条例の一部改正であります。これは、特定屋外タンク貯蔵及び準特定屋外タンク貯蔵所の設置許可に係る審査事務の効率化が図られたこと等により、審査事務の実費に変動が生じていることから、手数料条例の一部を改正し、当該タンクの設置許可等に係る手数料の額を引き下げるための改正を行うものであります。

以上、追加提出いたしました、報告4件、議案11件について、御説明申し上げましたが、よろしく御審議のうえ、御議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） これにて提案理由の説明を終わります。

日程第18、報告第1号平成21年度美祢市一般会計継続費精算報告についての質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。



以上、報告第1号を終わります。

日程第19、報告第2号平成21年度の決算に係る健全化判断比率についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上、報告第2号を終わります。

日程第20、報告第3号公営企業の平成21年度の決算に係る資金不足比率についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上、報告第3号を終わります。

日程第21、報告第4号平成21年度美祢市観光事業特別会計経営健全化計画の実施状況の報告についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上、報告第4号を終わります。

これより、日程第22、議案第17号平成21年度美祢市一般会計決算の認定についてから、日程第31、議案第26号平成21年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定についてまでの質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。日程の順序を変更し、日程第33を先議したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。日程の順序を変更し、日程第33を先議することに決定しました。

日程第33、決算審査特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。議案第17号から議案第26号までの10件を審査するため、委員会条例第6条の規定により23人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、議案第17号から議案第26号までの10件を審査するため、23人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置することに決しました。

なお、設置期間はその審査目的が終了するまでといたします。

只今設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長、副議長及び議員から選出された監査委員を除く23人の議員を指名いたしたいと思います。

お諮りいたします。議案第17号から議案第26号までについては、議案付託表のとおり決算審査特別委員会に付託いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、議案第17号から議案第26号までについては、決算審査特別委員会に付託することに決しました。

この際、御報告申し上げます。特別委員会の正副委員長が決まっておりますので、申し上げます。決算審査特別委員会委員長に徳並伍朗議員、副委員長に高木法生議員が就任されましたので、御報告申し上げます。

この際、正副委員長よりごあいさつの申し出がございますので、お願いをいたします。決算審査特別委員会の委員長さん、副委員長さん、お願いをいたします。

決算審査特別委員長（徳並伍朗君） それでは一言ごあいさつを申し上げます。決算審査特別委員会の正副委員長に皆様方の御推挙をいただきました徳並と高木でございます。私は3回目でございますが、まだまだ大変不慣れでございます。議員の皆様方の御協力、そして執行部の皆様方のご指導をいただき、スムーズな委員会を運営していきたいというふうに思っておりますので、御協力をよろしく願いいたします。ごあいさつにかえさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（秋山哲朗君） 日程第32、議案第27号美祢市手数料条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。只今議題となっております議案第27号は、所管の委員会へ付託いたします。

この際、暫時休憩をいたします。この間に、議員の皆さんは建設観光委員会の開催をお願いいたします。

午後3時50分休憩

.....  
午後4時22分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き会議を開きます。

日程第32、議案第27号美祢市手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

本件に関し、建設観光委員長の報告を求めます。建設観光委員長。

〔建設観光委員長 佐々木隆義君 登壇〕

建設観光委員長（佐々木隆義君） それでは、只今より建設観光委員会の委員長報告を申し上げます。

本日、本委員会に付託されました議案第27号美祢市手数料条例の一部改正についてにつきまして、委員全員出席のもとで審査をいたしましたので、その審査の経過と結果について御報告申し上げます。

まず、執行部より、これは、指定数量以上の危険物を貯蔵し、または取り扱う製造所等の所有者等は、法令で定める技術上の基準を満たし、市町村長等から設置許可等を受けなければならないとされております。市町村長等からの設置許可等については、地方公共団体の手数料の標準に関する政令により、製造所等の容量の区分等に従って標準手数料が定められております。

このたびの改正は、特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所の設置許可等に係る審査事務の効率化が図られたこと等により、審査事務の実費に変動が生じていることから、手数料条例の一部を改正し、当該タンクの設置許可等に係る手数料の額を引き下げるための所要の改正を行うものであります。

なお、美祢市には対象となる屋外タンクはないとのことであります。

本議案について、質疑を求めるとも質疑・意見はなく、採決の結果、全員異議なく全会一致にて原案のとおり可決されました。

以上をもちまして建設観光委員長報告を終わります。

〔建設観光委員長 佐々木隆義君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 建設観光委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、建設観光委員会の報告を終わります。

これより、議案第27号の討論、採決に入ります。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第27号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第34、議員提出決議案第3号美祢社会復帰促進センターに関する要望決議についてを議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。柴崎修一郎議員。

〔柴崎修一郎君 登壇〕

13番（柴崎修一郎君） 議員提出決議案第3号美祢社会復帰促進センターに関する要望決議について、提案理由の説明を申し上げます。

なお、本案を提出するに当たりましては、安富法明議員、山本昌二議員、佐々木隆義議員の御賛成をいただきまして、提出するものであります。

それでは、決議案を読み上げまして、提案理由の説明に代えさせていただきます。

美祢社会復帰促進センターにおかれては、女子受刑者の数が刑務所の収容定員を上回る過剰収容対策の一環として敷地内に300人規模の収容棟の増設が計画され、本年11月に増設着工の予定をお聞きしております。同センターは全国初となるPFI方式を採用し、開設当初より地域との共生、また地域経済の活性化や地域雇用の創出など地域再生の創出にも寄与するものと期待されております。そうした中、本市としましても矯正施設との共生について広く周知するとともに、矯正施設に対する市民、商工業者の理解を深めるため、矯正施設に対する事業参入の規模拡大を推進し、併せて刑務作業の活用促進及び刑務作業を活用した地域経済の活性化を行うことを目標とした矯正施設事業参入推進事業に取り組んでいます。つきましては、このたびの300人収容棟の増設計画に伴い、改めて美祢社会復帰促進センターに

かかる建設運営等、すべての事業に地元企業の参入が可能となるよう、特段の御高配を賜りますよう強く要望いたします。

平成22年9月24日、山口県美祢市議会、法務大臣あてでございます。

以上です。議員皆様の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

〔柴崎修一郎君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） これにて提案理由の説明を終わります。

これより議員提出決議案第3号の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。只今議題となっております議員提出決議案第3号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出決議案第3号は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議員提出決議案第3号の討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議員提出決議案第3号を採決いたします。本議案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出決議案第3号は可決されました。

以上をもちまして本日の議事日程は全て終了しました。本日はこれにて散会いたします。

なお、議員の皆様には4時40分から第1、第2会議室におきまして、議員全員協議会を開催いたしますので、御出席をいただきますようお願いいたします。協議事項は決算審査事項について、その他であります。

午後 4時32分散会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成22年9月24日

美祢市議会議長 秋山哲朗

会議録署名議員 田邊諄祐、  
" 山本昌二